

保育料月額基準表

東久留米市
子ども・子育て会議
平成26年11月17日

	階層 区分	条 件	3歳以上			3歳未満		
			1子	2子	3子	1子	2子	3子
一 般 分 徴 収 金 額	A	被保護世帯	0	0	0	0	0	0
	B1	ひとり親世帯等で前年度分の市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0
	B2	ひとり親世帯等を除き前年度分の市町村民税非課税世帯	1,000	500	0	1,500	750	0
	C1	前年度分の市町村民税のうち均等割のみの世帯	2,200	1,100	0	3,500	1,750	0
	C2	前年度分の市町村民税のうち所得割10,000円未満の世帯	3,100	1,550	0	4,500	2,250	0
	C3	前年度分の市町村民税のうち所得割10,000円以上の世帯	3,900	1,950	0	5,500	2,750	0
	D1	前年分の所得税課税額3,000円未満の世帯	7,100	3,550	0	8,500	4,250	0
	D2	〃 3,000円以上10,000円未満の世帯	9,700	4,850	0	11,100	5,550	0
	D3	〃 10,000円以上22,000円未満の世帯	12,200	6,100	0	13,600	6,800	0
	D4	〃 22,000円以上45,000円未満の世帯	14,400	7,200	0	16,100	8,050	0
	D5	〃 45,000円以上62,000円未満の世帯	16,300	8,150	0	20,200	10,100	0
	D6	〃 62,000円以上77,000円未満の世帯	18,500	9,250	0	23,000	11,500	0
	D7	〃 77,000円以上90,000円未満の世帯	19,900	9,950	0	25,800	12,900	0
	D8	〃 90,000円以上100,000円未満の世帯	21,200	10,600	0	28,500	14,250	0
	D9	〃 100,000円以上120,000円未満の世帯	22,800	11,400	0	30,500	15,250	0
	D10	〃 120,000円以上200,000円未満の世帯	23,000	11,500	0	32,700	16,350	0
D11	〃 200,000円以上270,000円未満の世帯	23,300	11,650	0	36,200	18,100	0	
D12	〃 270,000円以上330,000円未満の世帯	23,700	11,850	0	39,400	19,700	0	
D13	〃 33万円以上 40万円未満の世帯	24,100	12,050	0	41,400	20,700	0	
		特殊なケース	24,100	12,050				5,250
D14	〃 40万円以上 56万円未満の世帯	24,300	12,150	0	46,500	23,250	0	
		特殊なケース	24,300	12,150				10,050
D15	〃 56万円以上 73万円未満の世帯	24,900	12,450	0	49,900	24,950	0	
		特殊なケース	24,900				25,000	
			24,900	12,450				12,550
			24,900				24,950	50
D16	〃 73万円以上の世帯	25,300	12,650	0	52,600	26,300	0	
		特殊なケース	25,300				27,300	
			25,300	12,650				14,650
			25,300				26,300	1,000
付 加 徴 収 金 額	C1階層	前年度分の固定資産税課税額が4,000円以上である世帯	一般分徴収金額のC2階層と認定する。					
	C2階層	前年度分の固定資産税課税額が6,000円以上である世帯	一般分徴収金額のC3階層と認定する。					
	C3階層	前年度分の固定資産税課税額が8,000円以上である世帯	一般分徴収金額のD1階層と認定する。					
	D1階層	前年度分の固定資産税課税額が1万円以上である世帯	一般分徴収金額のD2階層と認定する。					

備考 3歳未満児とは、法第24条第1項本文の規定による保育の実施がされた日の属する月の初日において3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度途中で3歳に達した場合においても、その年度中に限り3歳未満児とみなすものとする。
なお、その児童が他の保育所への保育の実施の変更をした場合は、当該月の年齢とする。